

## 新城市議会 情報セキュリティ基本方針

インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は、生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。一方、個人情報情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊、改ざん、操作ミスによるシステム障害等が後を絶ちません。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要があります。

新城市議会（以下「議会」という。）は、市民の個人情報や議会運営上重要な情報などを多数取り扱っています。また、電子自治体の構築が進み、多くの業務が情報システムやネットワークに依存しています。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、市民の権利、利益を守るためにも、また、議会の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠です。

これらの状況を鑑み、議会における情報資産に対する安全対策を推進し、市民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下に取り組んでいきます。

- 1 情報セキュリティ対策に取り組むための議会の体制を整備します。
- 2 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を作成します。
- 3 議会の保有する情報資産を適正に管理します。
- 4 情報セキュリティ対策の重要性を認識し、当該対策を適正に実施するために、必要に応じて議員等に対して教育を実施します。
- 5 情報セキュリティインシデントが発生した場合またはその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時の対応計画を作成します。
- 6 情報セキュリティ対策の実施状況について、必要に応じて監査または自己点検等を行い、対策の見直しを実施します。
- 7 議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、議員活動の遂行にあたって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティの手順等を遵守します。
- 8 議員は、地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に貢献します。

令和 8 年 4 月 1 日

新城市議会議長 佐 宗 龍 俊